
平成23年第1回南丹市議会3月定例会会議録（第2日）

平成23年2月28日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成23年2月28日 午前10時開議

日程第1 一般質問（代表）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問（代表）

出席議員（20名）

1番 山下秋則	2番 木戸徳吉	3番 林 茂
4番 大町 功	5番 今面不悖	6番 森 為次
8番 山下澄雄	9番 川勝儀昭	10番 松尾武治
11番 谷 幸	12番 廣瀬孝人	13番 矢野康弘
14番 橋本尊文	15番 森 嘉三	16番 仲村 学
17番 村田正夫	18番 仲 絹枝	19番 高野美好
20番 大面一三	21番 井尻 治	

欠席議員（2名）

7番 川勝眞一 22番 小中 昭

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝山秀良	局長補佐	今西 均
係 長	西田紀子	主 査	長野久好

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔納	副 市 長	松田清孝
教 育 長	森 榮一	総合政策担当部長 兼総合政策室長	大野光博
総務部長	上原文和	企画管理部長	井上修男
市民部長	西村良平	福祉部長 兼福祉事務所長	永塚則昭
農林商工部長	神田 衛	土木建築部長	山内 明

上下水道部長	和久田 哲 夫	教 育 次 長	東 野 裕 和
会 計 管 理 者 兼 出 納 課 長	小 寺 貞 明	八 木 支 所 長	川 勝 芳 憲
日 吉 支 所 長	榎 本 泰 文	美 山 支 所 長	小 島 和 幸

午前10時00分開議

○議長（井尻 治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告をいたします。

川勝眞一議員及び小中昭議員より、欠席の旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。

以上で、報告を終わります。

これより、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（井尻 治君） 日程第1「一般質問（代表質問）」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、南風クラブ、13番、矢野康弘議員の発言を許します。

矢野議員。

○議員（13番 矢野 康弘君） おはようございます。13番の矢野康弘でございます。

今、議長のお許しを得ましたので、南風クラブを代表して質問を行います。

質問に入る前に、最初にニュージーランドの大地震により、多くの人々が被害に遭われたところであります。旧日吉町においてクルーズ連合市と友好都市宣言を行い、交流があっただけに、被害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げる次第であります。

まず、第1点目、農業政策についてであります。政府は、平成の開国として、6月を目途にTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加の意向を示し、施政方針や外国での会議でも表明しておりますが、参加の方向のようであります。こうした中でTPPは、貿易の自由化と間接税を原則撤廃の方針であります。一気に引き下げはしないとは思いますが、撤廃に向けて10年以内に96%程度に引き下げると考えられております。産業界には良いかもわかりませんが、日本の農業を考えると、誠に厳しいものであります。アメリカやオーストラリアなど、広大な農地面積を持つ国と農産物の自由貿易を行うことは、日本の農業の現状を考えると、農村・農業の破壊や地域経済、地域社会の崩壊につながり、食の安心・安全を損ない、環境の保全を脅かし、国民の生命を根底か

ら危うくするものであります。現在の日本の食料自給率は40%であり、先進国中最低であります。こうしたものがTPPに参加すれば、食料自給率は14%に下がるといわれ、日本の農業は壊滅するともいわれております。輸入国の外国が紛争や異常気象により農産物が不足すれば輸出規制になり、そのとき日本の食料はどうなるのか、安定した食料供給を考えると、誠に心配であります。崩壊すれば失業も増加し、日本経済も厳しい状況になります。政府の施政方針では、経済連携推進と農業再生の両立を目指す考えといわれておりますが、農業の再生は農業従事者の高齢化が進行し、農地の集約で大規模化と商工業と連携して、第6次産業にするといっておりますが、非常に難しい問題であります。こうした中で、本市議会でもTPP交渉参加に反対する意見書を平成22年12月15日付で政府に提出したところであります。南丹市のように中山間地の農業は大規模化に非常に難しい状況にあり、政府のいう農地の集約は大規模には行いにくい状況にあります。放棄農地が増大し、水田が減少すれば洪水など災害が増大し、被害は一層増加するものと考えます。そうして一度農地を放棄すれば、なかなか元に戻りにくいところがあります。また農村コミュニティそのものが崩壊し、農業をもっと強固にすれば乗り越えるという声もありますが、オーストラリアでは一戸当たりの耕地面積は3,400haもある中で、日本の耕地面積でがんばってもなかなか厳しいと考えます。こうした中で、安心・安全でおいしい農産物を生産すれば、少々値段が上がっても売れる状況もあります。TPP参加について市長の所見をお伺いいたします。

その次であります。こうした状況の中で、南丹市の農業の振興についてであります。米価低迷の中で戸別所得補償が行われましたが、その穴埋めの効果はありましたが、TPPに参加すれば、米価は一層下がると予想されており、農林水産省が公表している米価について生産費が60キロ1万6,500円に対し、平成22年度産米のキヌヒカリであります。60キロ9,000円でありました。一袋に直すと4,500円で、平成23年度は、なお一層下がると予想されているようであり、こうした状況は、稲作では採算が合わない状況となり、小規模農家が多い中で放棄農地は増加することが予想されます。これは農村の環境を大きく変えるものであり、こうした中で南丹市の農業をどう守り、どう振興していくのか、そのビジョンについてお伺いいたします。

その次に、今日の南丹市の農業の振興対策について具体的にお伺いいたします。1、集落営農や集落型農業法人の設立や維持に南丹市で支援ができないか、今後、どう対応しようかとされているのか、お尋ねいたします。

2点目に、米価が下がると採算が合わない中で、生産意欲が減退します。政府の農業所得補償が継続される見通しですが、市単費でこれの上積みができないか、また輸入品、牛肉や乳製品がどんどん増加すると思われる中で、養鶏や酪農、肥育牛などの支援をどうしていくのか。

そして、有害鳥獣対策を積極的に推進してほしいと存じます。農業委員会の建議書にもあるように、最重点施策の4項目の実施について要望がありますが、どう実施するの

か。

4点目、米粉用、飼料用米の作付けに対する受け皿対策と支援について、どう対応されるのか。

そして、地域の農産物を地域で消費する、いわゆる地産地消対策であります。農業政策では本当に重要なものであります。こうした事業の推進について、どう対応されるのか。

なお、大雪の被害の状況については通告しておりましたが、同僚議員が一般質問を行いますので、控えさせていただきます。

以上、5項目についてをお伺いいたします。

その次に、人権政策についてであります。平成23年2月14日午前11時10分頃、南丹市役所総務課へ小学校区のこと、女性の声で電話があり、学校教育課に転送され、学校教育課で対応されたようであります。概要は次のとおりです。「小学校入学により4月に引っ越ししようと考えている。住まいを探している。何々地区、こちらの地域は同和地区ですか、できれば事前に調べておいて、引っ越し際には避けたいので教えてほしいのです。そういった地域がどこにあるのか、そちらでわからないですか。」学校教育課長が電話を交代し、「同和地区での有無についてお問い合わせですが、同和地区の有無について人権侵害となるため答えられません。」と、女性は「答えられないということは、あるから答えられないのですか。」そして、学校教育課長は、「有無を含め、差別に繋がる差別そのものであるので、答えることはできません。詳しいことは担当から電話させるので、電話番号、氏名、住所を教えてください。」そして、女性は、「個人情報であるので教えられません。教えていただけないのなら、ほかにあたります。」と言って電話は終わったようであります。こうして同和問題は、今なお、厳然と残っておるのであります。同和対策特別措置法等が終わったからなくなったのではありません。ハード事業が終わっただけで、心理的差別は残っているのであります。こうした同和問題は、基本的人権を侵害する極めて深刻な問題であります。今、大阪や京都の不動産業者による土地調査差別事件が起こっておりますが、今回の電話も土地調査差別事件と同じであります。また平成19年に差別落書き事件がありましたが、今回は市外の人であります。こうして何度も起こることは誠に残念であります。こうした事件、市長はどのようにお考えか、ご所見をお伺いいたしたいと存じます。

その次に、京都府下において大型コミュニティセンターを4カ所も運営しながら、人権啓発課をもっていない市は南丹市だけあります。人権問題をもっと真剣に考えてほしいと存じます。こうして何回も差別事象が起こることは異常であり、遺憾であります。積極的に人権啓発の推進をするためにも、人権啓発課の設置について市長の所見をお伺いいたします。

その次に、人権侵害救済法制定についてであります。憲法第14条には、差別されないという法律がないのであります。そのために、こ

うした法律が必要なのであります。人権問題は同和問題だけでなく、障がい者差別、女性差別、高齢者差別、児童虐待や高齢者虐待など、いろいろ含まれているのであります。こうした法律は、差別解消について大事な解決の第一歩の法律であります。市長の所見をお伺いいたします。

その次に、人権啓発を推進するために指導者養成が急務であります。そのために市の職員が率先垂範して啓発に当たるべきと考えます。職員研修の実態と今後の研修計画及び指導者養成について、市長の所見をお伺いいたします。

3点目であります。南丹市の行財政計画についてであります。合併から6年目の新年度予算が提案されたところであります。平成27年には普通交付税の合併特例措置が終わり、そのあと5年間で段階的に特例措置が解消されると聞いております。普通交付税は約14億円程度減額になるようであります。平成23年度の予算の地方交付税の約15%の減額であり、南丹市のように地方交付税が大きなウエイトを占める中で、今からこれに対応し、行財政改革が必要と考えます。平成27年のあるべき姿をどうお考えか、財源の見通しについてお伺いをいたします。

また南丹市の財政が厳しい中、先行取得した土地、事業用地、いわゆる塩漬け土地の状況と、今後の利用と販売についてどうされるのか、お伺いいたします。

平成21年に1億9,200万円で購入した平成台の住宅地は、1年6ヵ月が経過しますが、現在、どの程度販売されたのか、今後どのように販売されるのか、お伺いいたします。

その次に、実質公債費比率が22年度決算で20.4%となっておりますが、これを18%に抑制するために、中期財政計画を忠実に実行する必要があるかと存じますが、実行できるのかどうか、お伺いをいたします。

次に、4点目であります。都市計画事業についてであります。園部町内林土地区画整理事業についてであります。この事業は平成13年3月に事業計画を認可され、平成14年工事に着工し、まず、災害や下流地域の治水対策として、京都光悦線に地域外から流れてくる排水の処理として、大きな排水管を道路の中に埋設する工事を施工されました。従来からこの地域の中心部は低い土地で、大雨の際には園部平屋線の一部を含むその周辺は、浸水することがしばしば発生しており、水害が多くありました。常習地でもありました。こうしたことから土地区画整理事業で防災対策と併せて、多くの道路整備や調整池の設置、公園用地の提供等、事業費のうち38%が公共施設の整備費でありました。平成16年から販売を開始されましたが、全119区画のうち、69区画を販売し、懸命に販売の努力をされている実態を聞いたところでありますが、日本経済の不況から、現在、50区画が売れ残っていると聞いております。こうしたことから、一部の工事を廃工にし、経費の節減を図る計画であると聞いており、組合は大変苦勞しているようであります。本事業は金融機関からの借入金で運営されており、あと1年で5億円の返済が迫られる中、年間7、8件は販売しているものの、あと1年で全部販売でき

ない状況にあり、返済も残ることが予想されているようであります。多くの公共投資を行ったものが重荷になって、また固定資産税も増収になっていることでもあり、南丹市も財政厳しいとは存じますが、物心両面での応分の支援が必要と考えます。市長の所見をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（井尻 治君） それでは答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。それでは、矢野議員のご質問にお答えをいたします。

まずは、T P Pの参加についてのご質問をいただきました。ご質問の中にもございましたように、農林水産省が参加した場合の影響額として、農林水産物の生産減少額が4兆5,000億円、また多面的な機能の喪失額が3兆7,000億円、また就業機会の減少が350万人の減少と。また食糧自給率についても、カロリーベースで現在の40%から13%になると、試算をされておるところでございます。また経済産業省におきましては、国内総生産が10兆5,000億円減少する、雇用が81万人減少するといった数値も出されております。私は今日までの論議を聞いておまして、当然、この無条件でT P Pに参加するならば、農業は壊滅的な打撃を受けると。また食料自給率の低下だけのみならず、これはこの地域の社会、地方の社会を担うこの農山村にとりましても、大変壊滅的な影響を与える。また、これはひいては国土保全にも大変大きな影響を与える、私は大変そういう部分では大きな危惧をいたしております。こういった中で、ただ参加しなければどうなっていくのか、これはシミュレーションが示されておられません。何か農業と貿易と、ということだけで特化されておる感が、私は大変危惧しておるところでございます。6月に向けて、基本方針が論議をされておるわけでございますけれども、こういった動きを見ながらも、南丹市というこの土地柄、大変大きな面積を持ち、まさに農林水産業を行うことによって、この国土保全をしていただいております。こういった現状も踏まえながら、この論議の推移を見守っていかねばならないと思っております。こういった中で、もし対応を取らなければならないときは、十分議員の皆さま方ともご相談をさせていただきながら努力をしていきたい、このように決意をいたしておるところでございます。

次に米価、これに絡みまして米価の問題等につきまして、ご質問がございました。南丹市における基本的な政策として、米・畜産、また京のブランド産品等、生産が盛んであります。特色ある農業としての液肥利用、また、それに連携した土づくりなど、安心・安全な農産物の生産を進めてきたというのが現状でございます。こういった中で米価の低迷、また後継者不足、そして、耕作放棄地の増加ということも増加しておるところでございます。こういった中で基本的には、国の農地・水・環境向上対策、また中山間地域の直接支払交付金制度等々、農地の保全を図るための施策を国、また府とも連携を

取りながら行っていくのが基本的なスタンスだというふうに考えております。今、申し上げました担い手の育成の問題につきましても、新規就農者の育成を京都府等とも連携をしながら、これからも進めていきたいとこのように考えておるところでございます。

それぞれの個別の農業対策についてのご質問もいただきましたが、まず集落営農、集落型農業法人の維持設立につきまして、誰が地域農業を担っていただけるのかというのが最大の課題であります。こういった中で集落営農、法人化の手段というのは大変有効な手段であるというふうに考えておりますし、京都府におきましても「京力農業づくり事業」というのを23年度から発足させていく中で、集落営農組織、また集落型農業法人の設立、経営強化支援を行っていただけるといふようなことでもございます。こういったことにも連携を取りながら、やっていきたいというふうに思います。

次に、米の所得補償、また養鶏や酪農、肥育牛などの支援についてでございます。基本的には、私は国の制度、府の制度、こういったこととの連携をし、支援をしていくことが大事であるというふうに考えております。米の所得補償につきましては農業者戸別補償制度、これが23年度から本格実施されることになっております。また畜産振興につきましても、それぞれ施策があるわけでございますが、市としても家畜法定伝染病の予防注射の費用の一部負担、また家畜診療事業、集乳運賃助成事業につきましては、遠隔地の酪農家に対しましても、単費助成を行っておるところでございますが、先ほど申しましたように、この制度、国の制度、府の制度と連携をしながら、より良き方法を、また構築していかなければならない、いうふうに考えておるところでございます。

また有害鳥獣対策、この問題については大変悩ましい問題でございます。私どもも今日まで、さまざまな施策につきまして進めてまいりました。今年度、23年度予算につきましても前年度対比、前年度の当初対比でいいますと70%を超える増加の1億423万円計上いたしておるところでございます。それぞれ農家さん、林家さんのお話をお聞きしておりますと、大変課題が大きくございます。こういったことのそれぞれの農家さん、林家さんのお立場も相談しながら、十分な措置をこれからもとっていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、米粉用、飼料米の作付けにつきまして、これにつきましては農業者戸別所得補償制度におきまして、戦略作物として位置づけをされておるわけでございますけれども、農家さんにとりましては、畜産農家や実際に使っていただける方との契約が必要であるというふうな観点もございます。これにつきましては、JAさんが中心になって今、受け皿づくりを行っていただいております。これも有効な一つの事業として、市としても対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、地産地消の課題につきましてご質問をいただきました。農産物に対する安全指向、この点につきましては大変このところ高まってきております。こういった中で南丹市においては、今日まで農業者の皆さん方の多大なご尽力によりまして、大変質の高い、また安全性の高い農産物の供給にご尽力を賜っております。こういった中で、京都府に

おきまして、京都丹波ブランドということで売り込んでいこうということで、この農産物につきましても、今、努力をいただいておりますし、このブランド戦略、この辺も、策定も進めていく中で、地元で採れる農作物がより一層市民の皆さん、そして、周辺の皆さん方を含めて、規模が拡大できるように努力をしていかなければならないと思っております。

また、とりわけ市内での需要拡大につきましては、私はやっぱり学校給食、この点については、もっと工夫をしなければならないというふうに思っております。やはり地元で採れる農作物を子どもたちに食べていただき、また、それをおいしいと思っただく、このことが生産者の皆さん方にも意欲の拡大にも繋がっていきますし、私はこれからの学校給食の中でも、積極的にこの地産地消という部分を考えていく必要があるというふうに認識をいたしておるところでございます。関係の皆さま方のご理解やご協力を賜る中で推進していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

次に、2月14日、若い女性と思われる方から市役所に電話がございました。その事実の経過につきましては、先ほど矢野議員さんがご質問でお述べいただいたとおりだというふうに、私も認識をいたしておるところでございます。私はこの事象につきまして、誤った先入観を持って同和地区を避けるという、極めて悪質な差別意識のもとに起こった事象であるというふうに考えております。大変遺憾に思っておりますし、この事実をしっかりと受け止めて、これからの施策に活かしていかなければならない、このような思いで対応をいたしたところでございます。この対応した職員につきましては、南丹市の人権問題に係る事象の対応、このマニュアル、このものをつくっておりますし、これに沿って、冷静な対応をしてくれたと思っております。しかしながら、先ほどの事実経過のお話にもございましたように、一方的に電話を切られたということで、このマニュアルどおりというところまではいかなかったわけでございますけれども、この発生事象を受けて、ただちに全職員に対しまして、このマニュアルの研修の徹底を図ったところでございます。また、この事象を教材として活用する中で、市民の皆さん方と協力をしながら「差別をしない、させない、許さない」という、この人権教育啓発を更に推進していかなければならないという決意を新たにしたところでございますし、また、それぞれの職場におきましても、市役所内においてはそれぞれこれに基づいて、教材として研修を行っておるところでございます。こういった中で、市としての見解も議会をはじめとする関係機関にもご報告をされたところでございます。この事件につきましては、大変、今なお、このような事象が起こっておるということ、十分に受け止めまして、これからの施策を進めていきたいというふうに思います。

こういった中で今、人権の取り組みにつきましては市の体制につきまして、ご質問をいただきました。私どももこの取り組みは、市制運営における基本的な部分でありまして、すべての部署において取り組まなければならない課題であるというふうな認識をい

たしております。また、これを執り行うにあたりましての市の体制、さまざまな検討も続けてきておるわけでございます。こういった中で、私は市長部局、また教育委員会部局、それぞれと連携をする中で、市民の皆さま方と共に取り組んでいく、こういった体制の構築をすることが重要であるというふうに考えております。こういった中で、現在も市民部市民課に人権政策係を設置する中で、人権教育を担当いたします教育委員会の社会教育課、これを中心にして連携を図りながら、市役所全体でこの人権政策を推進してきたというところでございます。こういった中で、これからもそういうような体制の中で、人権教育・啓発推進協議会の皆さま方をはじめとする市民の皆さま方とも連携を図りながら、人権政策を推進していきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたす次第でございます。

また人権侵害救済法につきましてでございますけれども、平成14年にこの人権擁護法案が提出されましたが廃案となりました。こういった中で、平成21年秋に法務大臣が就任された中で、人権侵害救済機関の設置が表明されました。また昨年2月の国会におきまして、当時の鳩山総理大臣が、「できる限り早期に人権救済機関の創設を目的とする法案を提出できるよう努力する」という答弁がされておるわけですが、現在、まだ進展がみられない状況でございます。先ほど矢野議員がおっしゃいましたように、まずは、この法案の早期成立が私も重要であるというふうに考えております。こういった観点に立って、今日までの同和対策に対する事業の推進の中で、また法整備の推進の中で、やはりワンパッケージものだというふうに考えております。まずは、これを早期に成立させることが、私は重要であるというふうに認識をいたしております。これからもそういった立場に立って、努力もしていかなければならないというふうに認識をいたしておるところでございます。

次に、人権啓発につきましての職員研修についてのご質問がございました。市役所におきましても、この課題というのは大変重要であるという認識のもとで、それぞれの職場におきまして、継続的な人権研修を進めるために、市役所内におきまして副市長をトップとした南丹市職員人権研修推進委員会を設置し、それぞれの職場において、この方針に基づきまして研修の計画を立て、また、その研修を所属所単位で取り組んでおるところでございます。また研修の実施状況につきましては、毎年度公表をいたしていくということで公表しておりますし、今後も内容の充実に努めなければならないというふうに考えておるところでございます。指導者の問題、これは大変大きな課題であるというふうに思っておりますし、また現実としても、今それぞれの部長や担当職員につきましては、人権教育・啓発推進協議会の人権啓発助言者としての委嘱を受ける中で、ご要請をいただきましたら、この懇談会にも参加させていただいておるという実態がございます。私はそれぞれ市役所職員、これはやはり指導者を含めまして、人権意識の更なる高度化を図っていかねばならないと思っております。こういった中で、先ほど申しました人権政策の更なる推進の担い手としての職員の資質、このことを高めていくことは

重要な課題であるというふうに思っております。今後とものご指導やご協力を賜る中で、今後とも努力をしていかなければならない、大きな課題であると認識をいたしておるところでございますので、ご理解や、また、ご協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に、行財政計画につきましてのご質問をいただきました。ご指摘のとおり合併いたしました南丹市、平成27年までは、旧4町ごとに算出されました交付税額の合計額が交付されておる。また28年から32年度までは、段階的にその増加分については縮減される。平成33年度からは一本算定になるということになっております。こういった中で、ご質問にございましたように、財政基盤の確立、このことは、これからの南丹市政の上でも重大な課題であるというふうに認識をいたしておるところでございます。更に行財政改革を進めていく中で、確固たる財政基盤を確立していく、このことが私どもに課せられた責務であるともいうふうに考えております。こういった中で、合併特例債を活用し、毎年度4億円ずつ積立を計画しております活性化推進基金など、これなどを活用する中で、合併後10年、また15年、こういった時期に急激な一般財源の変動による影響がないようにという準備を、これからも進めていかなければならない、このように考えておるところでございますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、土地開発公社に先行取得いたしました土地の状況でございます。平成20年度末で9事業、簿価総額が37億8,000万円余り、面積で13万8,000㎡でございました。これまでの買い戻しなどにより、今年度末には簿価総額で33億2,900万円、面積で12万8,000㎡、2年前と比べまして、利息も含めて約4億5,700万円が縮小できる、こういう見込みになりました。しかしながら、ただいま申し上げましたように、まだ広大な土地と、また簿価総額にしても大変大きなものが残っておるところでございます。これからも公有財産の処分等に関する基本方針というのを定めておりますので、早期事業化が見込めるもの、また買い戻しを早期に処分可能なもの、これを優先して計画的に買い戻しを進めながら、着実に債務の減少に努めていきたい、このように基本的に考えております。また平成台の状況につきましては、昨年7月から財産管理室を設置し、8ヵ月が経過する中でございますが、22年度末で2区画が販売いたしました。しかしながら、35区画が残っております。現在も数件の問い合わせ等があるわけでございますけれども、なかなか契約に結びつくということが難しい側面もあるわけございまして、これについても努力をしていかなければならないと思っておりますし、また23年度から、促進事業として予算化をいたしました。集中的な販売促進を展開する中で、民間のお力もお借りする中で、早期の結果に繋がるように取り組みを更に進めていく、この決意をいたしておるところでございます。また、ご協力やご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、公債費の現状、また実質公債費比率の抑制についてのご質問をいただきました。

合併直後、一般会計におきましては、平成17年度末では350億8,000万円余りの市債残高がございました。平成19年から21年度、繰上償還も行う中で、平成21年度末では34億6,900万円余り減少し、316億1,600万円余りになっておるところでございます。今年度、また23年度も引き続き減少に向けての努力をいたしておるところでございます。来年度、23年度末には、300億円を切るという見込みの中で、努力をいたしておるところでございます。また新たに借り入れる市債につきましても、22年度、23年度におきましては過疎対策事業債・合併特例債・臨時財政対策債の交付税措置上、有利なものを選択して活用していくことにいたしております。実質公債費比率3ヵ年平均につきましては、平成20年度決算時期で起債発行の許可を必要とする18%を超えた19.7%、21年度では20.4%となっておりますけれども、これは3年度平均でございますので、単年度におきましては、20年度で21.5、21年度で20.2と減らしてきております。中期財政計画でもお示しをいたしましたように、市債の繰上償還も含め、市債発行につきましては上限額を設定する中で公債費の抑制に努め、できる限り早い時期に実質公債費比率、3ヵ年平均も含めて18%未満になるように努力をする、これを目標にして努力をいたしておるところでございます。

最後に、内林町の土地区画整理事業につきましてご質問をいただきました。ご質問の中でもお述べいただきましたように、大変厳しい状況の中で組合の役員の方、組合員の皆様方につきまして、大変ご苦勞をいただいております。先般も理事長さんをはじめ、ご関係の皆さま方とお話をさせていただいております。大変厳しい状況にあることから事業計画の変更、また換地計画の変更を行うことで、事業費の縮小を進めていくというふうなご決意もお聞かせいただいております。先ほどご質問にもありましたように、土地区画整理事業というのは、大変公共性の高い事業でございます。今日までもさまざまな連携をして、支援も行ってきたわけですが、これからは組合の皆様方と十分協議をする中で、できることは積極的にやっていきたいというふうに思っておるところでございます。それぞれ今の景気動向を含めて、大変厳しい状況下にあります、それぞれの事業推進でございますけれども、十分にその厳しさも自覚しつつ、さまざまな施策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後とものご指導や、また、ご協力を賜りますことをお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

矢野康弘議員。

○議員（13番 矢野 康弘君） 今、答弁があったところでありますが、農業は非常に厳しい状況であります。米価がまた23年、一袋に1,000円程度下がるという話を聞いておりますが、3,500円になると、もういよいよ大変になってまいります。もう米価は下がる一方でありまして、そんな中で農家は必死にがんばっておる状況であり

ます。そんな中で放置の荒廃が非常に心配になるわけでありますので、その辺、がんばっておるといふ辺を十分ご理解いただいでほしいと思ひますし、また、できるだけ多くの支援をお願いいたしたいといふふうにする次第であります。

そして、人権政策であります、京都府下の人権啓発課の状況であります、向日市や城陽市はないわけですが、地域がないのでつくっていないという状況でありまして、こうして4カ所もコミセンを持っておるようなところで、ないのは珍しいといふような話でありました。そんなんで、ぜひともまた、そういう積極的に連携することは良いことでもありますけれども、こうした人権対策課も必要だと私は思っておりますので、その辺、ぜひともお願いしたいなといふふうにするところでございます。

以上、要望いたしまして終わりたいと思ひます。

○議長（井尻 治君） 以上で、矢野康弘議員の代表質問を終わります。

次に、日本共産党市会議員団、20番、大面一三議員の発言を許します。

大面議員。

○議員（20番 大面 一三君） 議席番号20番、日本共産党市会議員団の大面でございます。日本共産党市会議員団を代表いたしまして、通告に基づきまして市長に質問をしてみたい。

私は、この3月定例会におきます予算審議にあたりまして、市長の基本的政治姿勢にかかわりまして質問をしてみたい。今、不況、円高が進んで、構造改革が進められ、貧困と格差が広がる社会が作られ、日本は世界主要国の中でただ一つ、成長の止まった国となってしまっております。最大の原因は一握りの大企業に空前の資金がため込まれていることにあります。雇用にも、投資にも回らずに大企業にため込まれたお金は24兆円となります。手元資金はそのうち6兆円にも上っているといわれております。一方で、民間の労働者の賃金は、1997年から年収で平均61万円、総額で3兆円も減っているといわれております。賃金が減り、消費は増えず、内需が冷え込む悪循環となっている状況であります。大企業に使い道がないままにため込まれている資金を、雇用確保や賃金引き上げで、国民の懐に還流させて生きたお金として活用していくことが、日本経済の停滞を打開する一番のカギだと思います。国民・市民の購買力を高めること、そして、国内需要を喚起する取り組みが地方にも必要であります。ところがこの時期、購買意欲がますます減退をし、景気が冷え込むこととなります消費税の増税、庶民増税の政治が進められようとしておりますけれども、市長にこの点について、まず、ご所見をお伺いするものであります。

消費税が導入されて15年、福祉のためではなくて企業の減税の穴埋めと、この間、されてまいりました。今、また政府の来年度予算案は、成長戦略の名のもとに財界言いなりで、1兆5,000億円の法人税の減税を行い、証券優遇税制も2年間延長で約合計で2兆円に上るばらまきが行われようとしております。一方で、今年中に社会保障の財源として、消費税の増税を含む税制の抜本的改正を行うといふのであります。社会保

障というのは、高齢者や障がい者・母子家庭など、社会的に弱い立場にある人々の暮らしを支えるものであります。社会的な富の再配分の役割を果たすものであります。ところが、消費税はこの弱い立場の人々に負担を負わせ、更に高額所得者ほど負担は低いという、まさに社会保障とは逆行する制度であります。こうした消費税のあり方について、市長のご所見を伺っておきます。

また、こうした中で全国的にも高すぎる国保税、今、大きな問題となっております。滞納世帯は全国的に加入者の2割に上り、京都府全体では25%であります。南丹市内においても、同様に増えている状況であります。国保税の収納率は、この南丹市において平成21年度現年度分の収納率は前年並みとなっておりますけれども、過年度分を合わせた収納率を見ますと、18年度には81.74%、19年度は79.81%、20年度は79.26%、21年度決算におきましては77.07%と、年々悪化をしております。国保税の21年度末の収入未済合計額は、2億3,377万円に上ります。これは市税の21年決算での収入未済合計額2億4,129万円、それに匹敵するものでありますから、相当多い状況であります。国保税は支払いを怠りますと、保険証の取り上げなどの大きなペナルティが課せられているにもかかわらず、このような状況でありますから、国保税があまりにも高く、払いたくても払えない事態が出てきており、それも年々深刻さを増している状況を示していると言えます。そこでお聞きをいたします。所得300万円の夫婦と子ども二人の世帯で43万1,500円の国保税の負担であります。所得の1割以上の負担という状況であります。所得100万円の同様の世帯では24万8,500円で、所得の2割以上の負担であります。あまりにも大きい負担だと思われたいですけれども、市長のご所見を伺います。

国保は国が責任を持つ社会保障制度であります。この間、高すぎて払えない国保税といった状況になっているのは、33年前は50%であった国庫の負担率が、今現在では、24%にも引き下げられているところにあると考えます。国保税の引き下げのために、国に負担の増額を求める考えはないか、お伺いをいたします。

また昨年5月に国保会計赤字化に伴い、厚生労働省の通達が出されました。一般会計による赤字補填分については、保険料の引き上げ、収納率の向上によって早期に解消すべきだとして、一般会計からの繰り入れを否定し、国保税値上げを強調、指導する内容であります。この厚生労働省通達の撤回を市長は求められる考えはないか、お伺いをいたします。

次に、国保広域化の問題についてであります。厚生労働省は、市町村が運営する国民健康保険につきまして、都道府県単位に広域化をする方針を明らかにいたしました。その理由といたしまして、安定的な財政運営ができる規模が必要と、そしてまた広域化しなければ国保制度がもたないなどとしております。しかし、一般会計からの繰り入れを除けば、ほとんどの市町村、この京都府下ではこの22年度、77%の国保会計、自治体の国保会計が赤字であります。いくら財政難の国保を集めたといいたしましても、財政

が改善する見込みはございません。結局、広域化が保険税の値上げと給付抑制の押し付けや、住民の声が届かない組織運営になることは、後期高齢者医療制度の広域連合で、すでに証明されているところでもあります。国保の広域化は国保税を大幅に引き上げ、各自治体独自施策を打ち切り、国民皆保険制度を解体させていくものであります。これでは命と暮らしを守るといふ自治体の役割を投げ捨てることとなります。自治体として、国保の広域化には反対すべきであり、加わるべきではないと考えますけれども、市長のご所見を伺います。

比較的所得者が加入する国民健康保険は、手厚い国庫負担なしには成り立たないものであります。国の市町村国保への国庫負担を計画的に復元していくとともに、高すぎる国民健康保険税を誰でも払える水準に引き下げていくことが求められております。国庫負担の復元を強く求めていくことが必要と考えますけれども、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、仕事起こし、地域経済活性化の取り組みについて伺います。今、地域経済の疲弊が深刻であります。中小企業の皆さんから仕事がない、仕事がほしいとの切実な声が上がってきております。こうした中で今、全国の自治体で仕事、雇用を増やす抜群の効果があるとされております住宅リフォームへの助成制度の創設、取り組みが増えてきております。県レベルでは秋田県が実施中で、岩手県や宮城県も実施の方向であります。市町村を含めると、実施自治体は175の自治体になっております。近くでは与謝野町、京丹後市、今年の4月からは京丹波町で実施されることになっております。特に与謝野町におきましては2年目になりますけれども、年間予算1億円で町の世帯の12%、911世帯が申請をし、活用しているとのことでもあります。下請けも含めると、8割に当たる町内建築業者147業者が仕事を受けたといった状況であります。経済効果は1億3,154万円の補助金総額で、工事費総額は19億9,960万円、補助金の1.5.2倍ということでもあります。町内の建設業界は、活況を取り戻しているということでもあります。今までは私有財産形成に助成するのはと、制度創設に二の足を踏む状況でございました。平成21年度政府予算におきまして、国土交通省所管の地方公共団体向けの個別補助金等を一括いたしました新たな交付金制度として、社会資本整備総合交付金が創設され、その交付金の中に地域住宅支援の分野を設け、住宅リフォーム助成の財源として活用できることになりました。交付金活用概要では、地域住宅支援に住宅相談・住宅の新築・リフォーム・耐震改修が、この社会資本総合整備計画における効果促進事業の実例として、そして、国の交付金の対象として明確に挙げられております。リフォーム制度の推進を国としても進めていく方向であります。私は先の12月議会におきまして、住宅改修リフォーム助成制度につきまして質しましたけれども、市長からは「考えていない」と素気ない答弁でございました。今この閉塞した社会におきまして、市内に活気を取り戻すために、経済効果は10倍から20倍といわれている、この住宅リフォーム助成制度の創設を、多くの市内建築業者の仕事おこしとして、また地域経済

活性化の起爆剤として取り組むべきではないかと考えるものでありますけれども、いかがでしょうか。今申し上げました交付金、財源はあります。市長の決意一つでできるものであります。また小規模工事希望者登録制度の創設につきましては、12月議会におきまして「亀岡市の状況などを調査、検討を行う」と答弁がございましたが、その後の取り組みと、早期の制度創設の見通しを伺うものであります。

次に、農業振興とTPPについて伺います。農林水産省は、詳細な試算をすでに行っております。関税をゼロにした場合、食糧自給率は14%になると予測をしております。日本が農業の大規模化をしたといたしましても、アメリカは平均耕作面積100倍、オーストラリアは1,500倍で、とても競争はできない。日本の農業は崩壊をし、地域はますます寂れ、地域社会が崩壊する事態になると予測をしております農林水産省の試算に対する市長の所見を伺うとともに、TPP参加による南丹市の地域経済、農業はどのような影響を受けると考えておられるか、伺うものであります。

前回の農業センサスにおきまして、南丹市の米の生産高は18億4,000万円、畜産は20億8,000万円、農業生産高全体では50億円とあります。農業生産高は府内の5位にランクをされているなど、農業は南丹市の基幹産業であります。今でも南丹市内の山間農村集落の限界集落化が大変懸念されているときに、TPP参加による農産物の完全自由化で、今以上に耕作放棄地は増え、離村、廃村が進み、地域経済の崩壊が一気に進むこととなります。市長は12月議会でTPPに参加すると、GDPが2、3兆円増えるという見方もあると、農業だけでなく、国全体のことも総合的に考えていかななくてはならないと答弁をされました。また先般の所信表明では、特にTPP参加協議については、「将来の南丹市にとっても大きな問題であると考えております」と、TPPに触れられたところでもあります。12月議会で採択されたTPP参加反対の請願意見書採択の所見と併せて、南丹市にとって大きな問題と言われましたけれども、どのような意味を持っているのかということもお伺いをいたします。

農村は崩壊をし、地域の文化はなくなる、まさに国のあり方が問われている事態であります。TPP断固反対の立場で市政運営が求められると考えますが、いかがでしょうか。「いつまでも住み続けたいふるさと南丹を目指す」、「森・里・街がきらめくふるさと南丹を目指す」としております総合振興計画は、緑豊かな山と田畑があつてこそ可能なものです。美しい農山村を守り、南丹市を守るため、きっぱりとTPP参加反対を表明すべきではありませんか、伺うものであります。

以上で、質問席での質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、大面議員のご質問にお答えいたします。

まずは、税制の問題につきましてご質問をいただきました。私が申し上げるまでもなく、税制の抜本的な改革、これは、やはり現在の社会経済状況の大変激しい構造変革、

これに対応するためには大変重要な課題であるというふうに認識をいたしております。消費税の部分だけを取り上げられましたが、私は消費税も含めた全体的な論議をする中で、この財政というものを考えていかなければならない、このように考えております。

また法人課税の問題につきましては、現在長引く日本経済の現状を考える中で、やはり企業の国際競争力を高め、また雇用と国内投資の拡大、こういうようなことを図る上では大変重要な政策的課題であると考えております。私はこの法人課税については、日本経済の成長を図る上で重要な施策であるというふうに、認識をいたしておるところでございます。

次に、国民健康保険につきましてご質問をいただきました。私が申し上げるまでもないところでございますけれども、国保の制度、今年で50年を迎えるわけでございます。こういった中で、高齢化の進展、また、わが国の就業構造の変化等によりまして、いわゆる国保に加入されておる方の実態が大変変化しております。高齢者や無職の方、また低所得者の方の占められる割合が大変高くなってきております。こういった中で、他の保険に比べまして財政基盤が脆弱である。また、こういった先ほど申し上げましたような状況の中で、加入者の高齢化や医療の増大によりまして、給付費は年々増大しておるという現状があるわけでございます。こういった中で市町村国保、これも大変厳しい状況におかれておるという現状でございます。先ほどご質問の中でありました収納率につきましても、大変私どもも苦慮しておるのが現状でございます。ただ、こういった制度として実施されておる以上、健全な運営をしていく、この努力をこの枠組みの中で努力をしていかなければならないということで、今、懸命な努力をいたしておるというのが現状でございます。こういった中で質問にございましたように、国保税の引き下げ、現状についてどう思うのか、私は、ただいま示されました国保税の負担割合というのは、大変高くなってきておるというふうに認識をいたしておるところでございます。こういった中で私どもは、これからの国保運営を考える上では、財政的により安定した制度の再構築を国が責任を持って行っていただく、このことを強く要望していく、このためには財政支援の強化や国庫負担割合の引き上げなど、財源確保に向け努力してまいらなければならないと思っておるところでございます。こういった中で、今ご質問の中でございました平成22年5月に、厚生労働省の保険局長からの通達がありましたが、この件がご指摘の件だと思いますが、ご承知のようにこの財源につきましては、公費と保険税で賄うということが基本原則になっております。一般会計からの繰り入れにつきましては、国から示された基準に基づいて、繰り入れを行っておるということでございます。いわゆる法定外ということになりますと、これ以外の繰り入れを市税に求めるということになりますと、これは制度を揺るがしかねない課題であるというふうに認識しております。一般会計繰入に頼らない安定的な制度の構築、また、この財政面につきましては、大面議員さんとは私は意見を異にしますが、この制度の広域化、このことを見据える中で、京都府とも連携を取りながら対処していきたいというふうに考えておると

ころでございますし、先ほど申しましたように、この一般財源の法定外繰入を認めないという通達につきましては、撤回を求める考えはございません。

次に、京都府の国民健康保険の広域化につきましては、今、京都府において、それぞれ市町村国保等々の連携の中で、今、検討を進めております。こういった中で、制度の見直しの検討状況も踏まえつつ、現時点において南丹市においても、京都府と連携をしながらこの動きに対応をいたしておるところでございます。今ご質問の中で、南丹市における国保料、国保税の動向、このことにつきましては、この論議を踏まえた中で検討する課題でございます。今、上がるか、下がるかというような論議には判断できないところでございます。京都府といたしましても一元化に際しましては、府内の平均より低い市町村については急激な引き上げとならないように、不均一保険料を認めていくということもございまして、また差額分についての国費投入を制度化する、このことについても要望をされておるところでございます。こういった推移を見ながら、国保の広域化の推進について京都府とも連携をしていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、地域経済活性化について住宅改修助成制度、この点につきましてのご質問をいただきました。昨年12月でしたか、ご質問をいただいておりますけれども、私は基本姿勢は変わっておりません。まず住宅改修の助成制度につきましては、現在におきましても木造住宅の耐震改修事業につきましては、南丹市においても実施しております。これは阪神大震災で耐震基準に満たなかった建物が多く倒壊したということで、個人の責任に帰すべき理由により倒壊したものではないということで、これを受けて個人の生命・財産を保護すること、そして、倒壊した建物により公共の福祉を阻害するということがないようにということで、この制度が設けられておるわけでございます。今、住宅改修助成制度につきましては、ご指摘のいただきましたようなところで実施されておるとことは承知をいたしております。また経済効果、先ほど申されましたが、私はそれぞれの市民の皆さん方が必要を考えて実施されておるということで、この制度の有無にかかわらず、行われておる部分が多数あるんじゃないかと思っております。ということは、この補助制度がなくても実施されておる部分と、また現実に今申されたような部分と、どのような経済効果という部分では差異があるのか、私は、このことについては今のご発言に対して、若干の疑問を思っておるところでございます。当然、この住宅改修助成の実施につきましては制度の見直し、また建築にかかる基準の見直しなど、こういう公共性が高いという判断をされる場合、検討しなければならないというふうに考えておるところでございます。しかしながら今、ご提言のございました社会資本整備総合交付金、新たな制度として国のほうで、この交付金制度が表明されて実施をしていく一つの中身について、質問の中でもお述べいただいたところでございますけれども、この社会資本整備につきましては、私は南丹市におきましては、まだまだ公共的な部分で、大変多くの社会資本の整備をしなければならない課題がたくさんあります。

この議会におきましても、大変多くの、この点につきましてのご要望もご質問もいただいております。まずはこの点について、優先して進めていくことがこの交付金の活用に必要ではないかというふうに考えておるところでございます。こういった中で、今、小規模工事希望者登録制度の創設について、これも12月議会でご質問いただいたところでございますが、京都府内で1市実施されたところでございますので、この辺の経過を見習いながら、研究を進めていかなければならない課題であるというふうに考えております。

次に、TPPの問題につきましてご質問いただきました。先ほど同僚議員さんのご質問でお答えしたとおりでございます。12月に意見書を議会としても提出をされました。また、それから後の論議も踏まえる中で、私は先ほどの答弁でも申しましたように、このことは貿易対農業というところに留まらず、これが無条件で完全実施されたならば、地域社会の崩壊、また国土保全の崩壊、ここまで繋がっていく多大な課題であるというふうに思っております。こういった中で、議会で意見書が提出されたということは、十分重い意味があると思います。この辺を踏まえながら、この問題については対応していかなければならない、大きなわが国の課題であると認識をいたしております。ただ、先ほども申しましたように、そうしたら参加しなければどうなっていくのか。この辺について、それぞれの経産省、先ほど私がシミュレーション出したように言われましたが、答弁で申し上げたのは、経産省でのシミュレーションでございます。国全体としての、どのようにこの問題について考えいくのか、国の高度な政治判断、こういうことを構築していくことがこの課題については重大な課題であるというふうに思っておりますし、私自身、この南丹市にかかわる部分、明確になってくるようでしたら、断固した対応をしていかなければならない、このように認識しておりますので、今後とものご理解や、また、ご協力をよろしくお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

大面一三議員。

○議員（20番 大面 一三君） 再質問をしてみたいです。

国保税の関係でございますけれども、所得の1割から2割以上の国保税の負担という現状を市長はどうご認識されているのか、その辺を個人的な所見を伺ったつもりなんですけれども、十分に答えてもらってないと思うんですけれども、再度答弁をいただけたらというふうに思います。

それと、京都地方税機構というのがありまして、市税関係はそちらに移管されているというようなことでありますけれども、国保税は、南丹市は移管をしていないですわね。この移管していない趣旨を市長からお聞きしたいというふうに思うんです。それで調べますと、京都地方税機構、ここには南丹市も含めまして参加していない自治体があるわけなんですけれども、今後、その辺りの状況はどう取り組まれていくのか、お伺いをするものであります。

それと、住宅リフォーム制度にかかわってでございますけれども、今もありません私的財産の形成にかかわることであるので、住宅改修リフォーム制度はというような答弁であったかというふうに思います。しかし、国会の答弁で、そしてまた制度的にも、要綱にも、そのような住宅改修助成制度に活用できると明記をされているわけなんです。財源的には一応確保、保障もされている内容でありまして、市長がやろうという決断をされれば、実施できる内容のものであるというふうに思うわけでございます。今もありません、本当に市内というのか、地域の経済活性に大きな貢献をしている制度でもございますので、ぜひとも南丹市でも取り組んで、制度創設に取り組んでいただきたいと、これは要望ですけれども、申し上げておきたいとします。

それと、T P P の関係でございます。国全体のことを考えると、T P P 反対ということは表明できないというような内容であったというふうに思うんですけれども、そのところを再度答弁をお願いしたいというふうに思います。

今この時期、地方主権、地域主権がいわれておりまして、地域の主張が尊重される時代でありますので、この南丹市の地域の状況、農業の状況考えてもらったら、T P P 参加賛成とはいかないだろうというふうに思うんです。ですから、この時期、南丹市の市長として明確にそのT P P 参加反対という立場をやっぱり表明されるべきだと思っておりますので、でございますけれども、いかがか、再質問をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（井尻 治君） 未答弁の部分について、市長の答弁を願います。

○市長（佐々木 稔納君） 答弁を申し上げます。

先ほど答弁をいたしました内容につきまして、十分お聞きしていただいたと思うんですけれども、大変ただいまの質問の中身が、私の答弁の内容と変わっておるということをお私に思っております。私の答え方が大変まずいのだというようなことでしたら、申し訳なく存ずる次第でございますけれども、国保税の現状という部分につきましても、先ほど申し上げたとおりでございますし、先ほどのT P P の問題につきましても、賛成を言えないんじゃないかとかいうことは、一切言っておりません。現在今、中身をそれぞれ論議をされておる中で、南丹市にとって重大な影響を与える、このことになれば断固たることをやっていかなければならないという決意を、先ほども申し上げたとおりでございます。この点につきましてはご理解をいただきたい、このように思います。

ご質問にありまして答弁ができていない部分につきまして、ご答弁をさせていただきたいとします。まず、地方税機構における国保税の扱いでございますが、ご承知のように、地方税機構が創設されましたときに、全面的に国保税もどうかという部分というのは、私どもも十分に検討をさせていただいたところでございます。しかしながら、それぞれの担当職員からの実情や、また、今の現状を考える中で、全面的に全市町村が移管するならばともかく、当分この辺の現状を検討した上でということ、すぐには参加はしなかったわけでございます。今、この地方税機構の運営がされておる中で、この国

保税の移管ということも、私どもにとっても一つの課題であるというふうに認識しております。この点につきましては、まだ明確に定めておりませんが、これからの検討課題として考えていく問題であるというふうに思っております。

また住宅改修助成制度でございますけれども、先ほどお話がございましたように、社会資本整備総合交付金、この中で取り入れられるからいいんじゃないかということでございますが、私ども南丹市の今の現状を考えた中で、先ほども申しましたが数多くの公共的な社会資本充実についてのまだまだ足りない部分、ご要望いただいております。まずはこれを対応することが、今、私どもに課せられた課題であるというふうに思っております。先ほどの答弁で申し上げましたように、現時点では、この制度の導入は考えておらないところでございます。

またT P Pの問題につきましては、先ほどらい、ご答弁を申し上げたとおりでございますけれども、農業問題に特化するだけではなく、私はこのことがひいては国土保全、また地域社会、こういったものに対することにもなるという、国家的な課題であるというふうに認識しております。ただ、十分な論議をする中でしていかなければ、この問題につきましていいとか、悪いとか、今、即断すべきことではないというふうに思っております。条件面も含めて、明確な論議の展開が図られることをお願いいたしておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

大面議員。

○議員（20番 大面 一三君） 答弁を聞き逃していたところがあったりして、失礼したところがございますけれども、申し訳ございません。

いずれにいたしましても、いわゆる高すぎる国保税というところ、やはりこの国保税の引き下げに、やはり市としても、やっぱり努力をすべきだというふうに思います。内部の積立金も2億程度基金もございます。財源的には引き下げの財源もあるというふうに思いますので、住民の負担軽減のために、引き続き努力をお願いしたいという要望をしておきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 以上で、大面一三議員の代表質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は、11時40分といたします。

午前11時28分休憩

.....
午前11時40分再開

○議長（井尻 治君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、丹政会、6番、森為次議員の発言を許します。

森為次議員。

○議員（6番 森 為次君） 皆さん、おはようございます。議席ナンバー6番、丹政会の森為次でございます。議長の許可を得ましたので、今回は丹政会を代表して質問をさせていただきます。前同僚議員で重複する質問もあるかと思いますが、会の代表として質問をさせていただきますので、ご答弁をよろしくお願いを申し上げます。また本日は春の雨という中で、もう春間近を感じるこの中、3月議会において代表質問させていただくことを光栄に思います。それでは、質問に入らせていただきます。

今年、南丹市としても誕生後5年を経過とした実績を踏まえ、佐々木市政も6年目を迎える中で、将来的にも大きく飛躍するための大切な年でもあります。明るい未来に向けた南丹市のまちづくり、そして、安定した財政再建、そして、子どもたちの教育関係について、これから質問をさせていただきます。

まず、1点目のまちづくりについてですが、市長は常々、総合振興計画を着実に推進していくことが南丹市のまちづくりにとって重要であり、振興計画が市長の方針だと言われています。今回の予算の提案理由の説明においても、社会状況が不透明の中ではあるが、市民の皆さまと共に振興計画を着実に推進していくと言われております。そこで一つ目は、総合振興計画の推進に向けての状況と計画の進捗状況、二つ目には、現況の取り組みにおける課題は何なのか、三つ目には、今後どう推進策を進めていくのか、四つ目に計画の完了年度である平成29年度南丹市、そして平成30年度以降の南丹市の将来像をどう踏まえているのか、お伺いをしたいと思います。

振興計画の中には多くのことが盛り込まれていますので、すべて詳細にわたって、状況について回答を求めようとは思いません。基本項目であるまず、1「生涯充実した暮らせる都市をつくる」、2「自然・文化・人を活かした郷をつくる」、3「人・物・情報を高度につなげる」、4「共に担うまちづくりの仕組みを築く」の四つの項目について、主な重点の取り組みの内容と市長として、どれぐらいの進捗状況とっておられるのか、お伺いをしたいと思います。

また社会が変動する中で難しいかもしれませんが、計画完了の年、また、それ以降にも南丹市はこのような夢がある、また明るいまちになっているというような将来像と併せて、できれば少しでも具体的な市長のイメージをわかりやすく、市民に伝えていただく回答をいただきたいと思います。また、それが私たちと共有できる、これからの方針であると思います。

続いて、まちづくりの方針として振興計画では直接的な言葉としては出されていませんが、ものづくりまちということを掲げられて2011年の市勢要覧にも、「輝け、もの・技・人、ものづくりのまち、京都・南丹市」として大きくアピールをされています。産業のものづくり、環境のものづくり、教育の人づくり、そして健康の生きがいを市民一人ひとりの思いを通して、自由に表現できるものづくりのまちを目指していくと掲げられています。また今年10月29日には工芸を中心に、里の秋マップ、国文祭

のイベントが開催されます。市にとっても、大きなイメージアップをする一つの機会だと思っております。その中で南丹市が進めているものづくりのまちの将来像と、ものづくりが生み出す市民への影響、また、どういう効果があるのか、少し理解しやすいように具体的に市長の所見をお聞きします。

続いては、そんな夢のあるまちづくりを進めていくには、やはり安定した財政の裏づけが絶対的に必要条件です。金がなければ何もできないとは言いませんが、やはり市民協働を進める上においても、行政の責任として、適正で着実な予算の確保と執行が重要な要素になります。南丹市の財政状況は厳しい社会状況の中でも、市民の皆さんの協力を得ながら単年度の経常収支比率、また公債費比率でも改善に向かっていることは評価できると考えます。しかし、依然として財政の弾力性は乏しく、まだまだ市民の皆さんと一体となった見直し、節減を勧めなければ新しい事業展開を図っていくのは難しいと思います。そこで質問ですが、南丹市は23年度の一般会計の案として、211億円という提言をなされました。また、それを支える収入は、市税で42億円、つまり自主財源で56億1,500万、構成比率にしますと市税だけでは19.8、自主財源としての総括をしますと26.5となっていますが、京都府内の各市の予算規模について、人口的に同規模の綾部市や宮津市などと比較した場合にどういう状況なのか、また今後の見通しについて他の市との比較をどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

併せて、南丹市の全体的な規模や状況を見たとき、将来的にも安定した持続可能な財政規模というのは一体いくらぐらいの額を想定して、また、それに向かってどういう取り組みをされるのか、また財源確保に向けての対策をどう考えておられるのか、市の財政計画との整合性と併せ、できるだけ理解しやすいように大体の数字をお示し願いたいと思います。

併せて、予算提案説明の中にも、若干地方債の現在高と今後の見込みについて説明があったと思います。約304億円の債務の償還、つまり南丹市の借入金の返済について、どういう見込みをもっておられるのか、お伺いしたいと思います。

現状の中、市債については前年比5億6,600万円増で、中期財政計画どおりの25億円以内に収まっていますが、有利な起債とされる過疎対策債や合併特例債の活用をどう考えておられるのか、また臨時財政対策債の今後の見通しについて、お伺いを申し上げます。

これは家に例えての話ではありますが、各家庭においても家のローン、車のローン、また、その他財産として有効に活用していくためには、借入をしながら家庭を切り盛りするのは当然であります。市としても皆さんの生活、また市の運営をするためにも、有効な投資や借入は必要だと思います。より計画的に必要な思い切った地方債の活用を取り組んでいただき、市民生活の向上、また、より良い市政運営に積極的に取り組んでいただきたいと思います。財政の最後として、23年度の予算方針が提案されましたが、市長からは四つの基本方針として総合振興計画の着実な実行、持続可能な財政基盤の確立、

市民が主役のまちづくりの推進、職員の能力向上があげられています。それに基づいて重点施策も発表され、子育て支援、ものづくりのまち、地域コミュニティの活性化と、例年以上に具体的な方針も掲げられ、また八木駅舎の改修と周辺整備にも具体的に取り組んでいくと明言されております。市の予算というのは、1年間のまちづくりの資金として有効に活用されるものでありますが、その中でも社会状況が厳しい中で市民の日常生活、また暮らしを守り、少しでも安心して暮らせるその他の支援策について、項目があれば事業を説明し、お伺いしたいと思います。

また、この南丹市には二つの大きな課題があります。一つには面積616km²の南丹市において、八木・園部とは違う、やはり冬になれば日吉・美山の雪害という大きな被害が出ております。今年度もそれが顕著に表れております。そして、併せて先ほどもありましたけれども、鳥獣被害対策につきましても毎年予算の拡充をされて、しかし、根本的な解決策がなかなか見つかっておりません。地域での独自の取り組みも報道されるなど各地で頭を悩まし、対策に追われています。また、これが遊休農地にも繋がり、21年度の12月に改正された農地法によって、農業委員会の役割等も大きくなり、市としても連携を取りながら対策に当たらなければならないと思います。詳しいことについては所管の委員会での議論もあろうかと思いますが、取り組み方針、また対策について、お伺いをしたいと思います。

続いて、教育委員会関係の質問をさせていただきます。前回まで定例会におきまして、多くの議員から質問をされております中学校給食についてですが、今年度では予算説明の中で、実施に向けての予算が計上されました。検討委員会での協議をいただいている状況の中で、各中学校の課題解消に向けて具体的な取り組みの内容、また結論、そして、今回の予算の内容、実施時期についての方向性が出ていましたら、市長並びに教育長にお伺いしたいと思います。

また南丹市らしい給食として、自然豊かな産地の地産地消はもとより、このふるさとを大切にしたい郷土食や伝統食などの取り組みを入れられてはどうかと考えます。併せて、給食を実施している学校でも、児童生徒が食の大切さ、また、つくって食べるということの大切さやありがたさを直接学ぶために、自分で弁当をつくるという日を決め、それぞれが手作りの弁当を持参をするという取り組みも、中に入れられてはどうかと考えます。給食の必要性と併せ、子どもたちに食育、食の大切さを学ばすという取り組みも必要ではないかと思えます。市長並びに教育長にお伺いをします。

また南丹市での給食の取り組み状況と、子どもたちの食の大切さを考える取り組みについて、これも併せてお伺いをしたいと思います。

最後になりますが、南丹市の子どもたちの将来を考えた場合、教育環境の充実と適正な教育のあり方について議論を遠ざけては通れません。私たちもこの地ふるさと南丹市の学校で学んだ一人のOBとして、将来の子どもたちの環境をやはり一緒に考えていきたいと思えます。就学前教育では、美山地域での適正化に向けた取り組みが進められ、

小学校においても、日吉地域での取り組みが進められました。現在、南丹市では、小学校17校に約1,700名あまりの子どもたちが学んでいます。地域の拠点でもある学校の見直しは、地域や教員の中からも「小規模校をなくすな」という声も上がっていますが、その反面、「適正な人数の中での学校行事や適度な競い合いが、子どもたちが強くたくましく育っていく上では必要である」という声も聞かれるようになってきております。平成22年度の人口を見てみますと、私と同じ58歳の人口は約535名おります。しかし、今年の生まれた0歳児は234人です。43.7%に過ぎません。今後も続くであろうと思われる少子化の中で、市内の学校教育環境についてどう検証し、評価をしておられるのか、また今までの間での対応の実例があれば紹介をしていただければ、ありがたいです。本年度事業の中で、子どもたちの適正な教育環境の確保に向けて、どう対応を講じ、どう取り組みを進めていくのか、教育委員会での方向性、また市長部局での取り組み、将来的なあり方について、市長並びに教育長に考えをお伺いしたいと思います。

また先ほどの議員の答弁でもありましたけれども、これにつきましてはCATV等で市民の皆さまに放映される予定でありますので、市長の簡潔なご回答をいただくことをお願い申し上げまして、この席での第1回目の質問とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、森為次議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、南丹市総合振興計画につきまして、ご質問をいただきました。南丹市のまちづくり、議員のご質問にもございましたように、私はその総合振興計画、10年後の将来を目指して樹立されました、この振興計画、このことを着実に推進していく、このことが市政の基本であるという認識の中で、これまでの市政推進を図ってまいりました。こういった中でそれぞれの状況が変化する、こういった時代でございます。また市民の皆さん方のニーズも多様化、多角化いたしてまいっております。しかし、これからのまちづくりの基本をやっぱり計画化することによって、市民の皆さま方に示していく、これをまた実施計画それぞれの年度におきまして公表することによってお示しをする。また計画推進の中でそれぞれの実施した事業について、この結果についても公表していくし、また、その検証につきましてもそれぞれの分野におけるアンケートや、また外部評価をいただく中で検証をしていく、また再構築をしていく、この積み上げの中でしっかりと市民の皆さま方にお示しをしながら、目標達成に向かって着実に進めていくことが、この総合振興計画の実践であると認識をいたしております。こういった中で進捗状況につきましては、それぞれの事業につきまして、施策の達成状況について分析をするとともに、先ほど申し上げましたように、目標別に指標を設定し、また目標値を掲げて進行管

理をしておりますし、それぞれさまざまな機会でご発表をさせていただいております。こういった中で私は今日までの5年間、それぞれの部門におけることというのは大変大きな課題もあるわけですが、着実に推進をしてきたんではないかというふうに認識をいたしております。ただ、課題とは何かというお話でございました。大変ただいま申し上げましたように、それぞれ市民の皆さん方のニーズや、また、ご要望も大変高度化をしておりますし、多様化しております。こういった中で、私どもが掲げておりますその振興計画、その実施の段階におけるそれぞれの部分につきましては見直しを図り、より市民ニーズに近いものを取り入れていく、こういったことでやっていくというのが大変大きな課題であると思っておりますし、もう一方では現状の財政状況、また経済の状況、こういった中でこれを十分踏まえながら、こういった施策を推進していかなければならないという、大変厳しい課題があるというふうに認識をいたしております。しかしながら、そういった課題、克服する中で、この総合振興計画の目標、これを完遂をしていきたいというふうに思っておりますし、この目標につきましても、それぞれの部分につきましても、公表しておるわけですが、終局的に申しますと、やはり将来イメージに「森・里・街がきらめくふるさと南丹市」、また「いつまでも住み続けたいふるさとづくり」というのが究極の目的であるというふうに思っております。このことにつきましては、今後とも市民の皆さん方にさまざまな場面での状況報告をお示しする中で、より実現に向かって努力をしていかなければならない、このことがこの総合振興計画の推進にかかります私たちの責務であるというふうに、認識をいたしております。

次に、ものづくりのまちということにつきまして、ご質問をいただきました。先ほどのご質問の中でもお述べいただいたわけですが、本年秋に国民文化祭、京都府各地で開かれるこの中で、私ども工芸、そして、里の秋マップというふうな分野で、南丹市で実施をすることとなっております。今日までもこの工芸、国民文化祭の実施に向けまして、それぞれのイベントも実施をしてきました。それぞれ市民の皆さん方からも深いご理解やご協力を賜る中で、この秋に向けての準備が着々と進められてきたというふうに考えております。しかしながら、私はこのことは今年の秋のイベントが終わったら、これで終わりやというようなものであってはならないという思いを強く持ってまいりました。振り返ってみますとこの南丹市において、まさに農林水産業、これは千年の都、京都を支えてきた素晴らしい高レベルな農林水産業が、今日まで着々と脈々と運営されてきたわけですが、このことをもう一度再認識する。また、もう一方では今日まで進めてまいりましたそれぞれの企業誘致につきましても、大変高度なものづくりの技術を持った企業がたくさんおいでになる。そして、ただいま申し上げました工芸の部分につきましても、地元でございます京都伝統工芸大学校、そして、多くの市民の皆さん方が工芸作家として、工芸職人として、このお取り組みをいただいております、こういった素晴らしいものづくりを、一体的に連携をする中で、今後のまちづくりの一つの

大きな柱に据えていきたい、こういった思いを持って、ものづくりのまちというネーミングをさせていただいておるわけでございます。このことによりまして、先ほど申し上げました、それぞれの分野をはじめ、教育の部門、また福祉の部門、こういったさまざまな部門における連携も更に強化する中で、南丹市が今持つておる素晴らしい部分を更に伸ばしていく、そして、このことが市民生活、地域経済の振興にも繋がっていく、このようなまちづくりを進めていきたいという形の中で、このまちづくりの姿をお示しをさせていただいておるところでございます。このことは今日までのさまざまな施策の中でも、市民の皆さん方のご理解やご協力を賜る中で、これらのことが具現化してまいりました。市民参加と協働のまちづくり、このことも私はこの中では大変大きな部門だと思っております。大変厳しいさまざまな状況があるわけでございますけれども、市民の皆さま方と力を合わせて、この南丹市の新たなるまちづくり、更に推進していく、こういった中で一つの目標となるのが、私はものづくりのまちという姿だというふうに考えております。これからも積極的なさまざまな施策を推進しなければいけないというふうに考えております。それは先ほど申しましたように、市民の皆さま方のお力と連携を取る、こういった中で市民の皆さん方のお考え方も、またご活動も連携をしていきながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解や、また、より一層のご協力を賜りますことを、この場をお借りしてお願いを申し上げます。

次に、そういった中でいちばん課題でもございます財政の問題でございます。それぞれ今、ご質問の中でお述べいただきました南丹市の状況でございます。そういった中で、本年度普通会計で211億円というのを23年度の形で出しておるわけでございます。中期財政計画、昨年まとめました中でも、普通会計ベースでは欠損見込額、当分の間、25年度までは、215億円から201億円という形の中で計画をいたしておるところでございます。ただ、予算規模・決算規模というのは、さまざまな状況によって大きく変動するという要素も多々ございます。例えば、国、府などの高補助率の事業を実施した場合には予算規模変わってきますし、また減債基金を取り崩して繰上償還を行った場合、また土地開発基金等の特定財源を活用した用地取得を行った場合、こういうことになってきますと、その年の予算規模・決算規模が大きく異なるということでございますが、基本的に先ほど申しました数字の中で、推移を考えていくということを基本にいたしておるところでございます。こういった中でこの時点で有利なもの、先ほどのご答弁の中でも申し上げましたように、それぞれの起債のことにつきましても合併特例債、また過疎債等々、でき得るだけ有利なものを活用する中で、財政の安定化を図っていきいたいというのが、私どものスタンスでございます。こういった中で、大変この問題につきましてもシビアに考えていかなければなりません。一方では繰上償還、市債発行の抑制による公債費の削減、また職員定員数の適正化計画に基づく人件経費の削減、こういったことによりまして義務的経費の削減など、行財政改革を一層推進する中で、この財源確保にも努めていかなければならないと思っておりますし、とりわけご質問の中でござ

いました公債費の関係につきましては、先ほどもご答弁で申し上げたとおり、減らしてまいってきておるわけですが、実質公債費比率の数字につきましても、まだまだ厳しい現状にあるわけですが。しかしながら、将来的な展望を考える上で、実質公債費比率の3カ年度平均18%未満というのは、やはり現時点における大きな責任であるというふうに私は思っております。当然さまざまな事業を実施する中で、この課題というのは大変厳しい重石になるわけですが、やはり将来を考える中で、やはりこの部分というのは、減収していかなければならない一つの数字であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

また、そういった中で、臨時財政対策債につきましてのご質問をいただきました。この件につきましては、23年度配分方式の見直しによりまして財政力の弱い地方公共団体につきまして配慮し、財政調整機能を強化する観点から、今後、3年間で段階的に人口基礎方式を廃止し、普通交付税の不交付団体には配分しない財源不足額基礎方式に移行するというようになっておるわけですが。来年度23年度の発行可能額につきましては、公表されました、それぞれの算定方式を適用する中で、国の総発行額、これにつきましては、約20%減と見込んで試算をいたしておるところでございます。こういったさまざまな課題もあるわけですが、やはり多くの起債残高があるというこのことは、やはり重く受け止めながら、この財政運営には配慮していかなければならない、このように考えておるところでございます。

また前後いたしますけれども、類似団体についてどうなのかということでございました。簡略に言いましたら、南丹市と人口規模でよく似ているところということになりますと、お隣と申しますか、綾部市が人口比でほとんど変わらないということになっております。また宮津市につきましても、若干人口が減っておりますけれども、類似の町として比べることも多くございます。ただ面積が綾部市におきましては、約6割です、南丹市の。宮津市におきましては2割以下でございます。まず面積がこれだけ違いますし、また綾部市は過疎指定を受けておりませんし、宮津市は過疎指定を22年度から受けたということになっております。また綾部市、宮津市とも合併をされておられません。こういった比較の中では、大変数字が異なってくるわけですが、大変こういうような類似ということになると、それぞれの町の形が違いますので、単純に対比することが大変困難な状況でございます。しかしながら、それぞれ私どもに課せられた課題というものも解決し、また他の町の実態というのも十分把握する中で、市の運営を図っていく、このことが大切であるというふうに認識しておるところでございます。

次に、23年度予算につきましてご質問をいただきました。まずは、市民生活の暮らしを守るためということで、先ほど申しましたように、それぞれ市民の皆さん方からも大きなご要望、各種のご要望をいただいております。こういった中で、今、私どもも限られた財政の中ではございますけれども、それぞれ市民の皆さん方が安心して暮らしていただけるようなまちづくり、これの施策の推進の中で医療福祉、また

学校の問題等々、市民の皆さん方が安心してお暮らしいただけるような施策につきまして、23年度予算の中でも、できる限りの盛り込みをさせていただいておるところでございます。具体的な件名につきましても申し上げたいところがございますけれども、幅広い分野に渡ります。それぞれ先般の予算の提案のときにも申し上げたとおりでございますので、大変失礼ではございますが割愛をさせていただきたく存じます。

また、そういった中で具体的な内容として雪害対策、また鳥獣被害対策につきましての取り組みにつきましてご指摘をいただいております。まず、雪害の問題につきましては、23年度当初予算におきましては除雪経費に加えまして、徐雪車両等の拡充を図るために前年度対比、23年度では29.5%増の3,270万円を計上しております。また22年度補正で対応いたしました高齢者等除雪対策事業におきましては、150万円計上しております。また鳥獣被害の問題、これはもう私が申し上げるまでもなく、大変悩ましい、大変厳しい地域社会の課題であるというふうに認識しております。しかしながら、こういった中で、私どもも地元の皆さん方の強い要望も受ける中で、農林水産業費の野生鳥獣被害総合対策事業、これによる直接捕獲、また捕獲奨励金や捕獲委託料の増額をいたしております。また防除施設の設置事業も増額をいたしておりますし、前年度の当初予算と比べましたら、71.7%増の1億423万7,000円を計上をいたしております。この野生鳥獣問題というのは、本当に厳しい課題があります。こういった中で、この額にとどまらず、さまざまな手法をこれからも検討する中で、積極的な対応をしていかなければならない課題であるというふうに認識しておりますので、また今後とものご指導や、また、ご協力を賜りますこともお願いを申し上げます。

次に、中学校給食と市立学校のあり方につきましてご質問をいただきました。私どもも今年度の重点目標においても、学校教育環境整備の一体的な推進を掲げる中で、学校教育環境の整備のあり方、また食育を重視した中学校給食についての検討を積極的に推進するという方針の中で、重要な取り組みであるというふうに位置づけております。いずれも教育委員会が中軸になってやっていただく課題ではございますけれども、私ども市長部局といたしましても、教育委員会と十分に連携をする中で、共通認識を持って取り組まなければならない大きな課題であるというふうに認識しております。具体的な今後の取り組みについては、教育長から答弁がありますが、この点につきましては、市長部局とも十分な連携のもとで、これからも取り組んでまいる決意でございますので、ご理解、また今後とものご協力を賜りますことをお願いを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、答弁を求めます。

森教育長。

○教育長（森 榮一君） 森為次議員のご質問にお答えをいたします。

まず、市内中学校における学校給食についてであります。未実施中学校における学

校給食の実施は、教育委員会といたしましても極めて大きな検討課題であると認識をいたしまして、昨年来、中学校給食課題検討委員会を設置して、まずは中学校現場の課題解決方策について積極的に検討を加えてきたところであります。とりわけこの間、昨年末に本委員会から受けました答申を中心に、実施上の諸課題について、分析・検討を行ってきたところであるわけですが、最終的な判断といたしまして、平成21年4月に改正施行されました学校教育法の学校給食を通した食育重視の趣旨を踏まえ、また12月市議会の意思を真摯に受け止めるとともに、課題検討委員会において中学校現場の課題解決の方向性を一定見出すことができましたことから、2月の定例教育委員会におきまして、未実施中学校においても学校給食を実施することといたしたところであります。このため、今議会に未実施中学校で給食を実施するために必要となる各学校の配膳室整備、並びに三つの共同調理場の施設改修にかかる設計委託費と併せまして、南丹市らしい中学校給食のあり方を検討するために、食育に関する有識者、更には保健・医療・農政等の関係者で構成する検討組織の設置に係る所要の経費をお願いをいたしております。今後につきましては、本検討組織におきまして、議員ご提案の南丹市の農産物を取り込む地産地消の観点、更には季節の趣ですとか、その地域の良さを感じ取ることができず郷土食、伝統食などの当地域にマッチした食育の観点に立った学校給食のあり方、更には弁当給食の意義も含めまして、今日の中学生に求められる学校給食のあり方、その内容ですとか、方法等について、1年間かけてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

なお、実施時期につきましては、その検討結果を踏まえるとともに、必要な施設整備に係る期間、更には中学校現場が対応に要する期間なども慎重に見極めながら、市長部局とも連携をいたしまして、適切に判断をさせていただきたいと考えております。

次に、少子化が進行する中での、南丹市立学校の今後のあり方についてであります。先の議会でも答弁をさせていただきましたとおり、教育委員会といたしましては、たくましく生きる力を育む学校教育を推進していく上で、児童・生徒数の急速な減少というものは極めて大きな教育課題であるというふうに認識をいたしております。このため、本年度におきまして各学校現場の取り組みですとか、中学校ブロックを単位といたしました研究実践の取り組み、とりわけ集団の規模を大きくした取り組みなどについて注目をいたしまして、少人数の学校あるいは学級の教育環境の現状について、学校現場を中心に中学校ブロックごとに分析・検討をしてきたところであります。その中で、例えばあるブロックにおきましては、学習面においては少人数の学級においては、極めてきめ細かく指導ができるということから、基礎学力が定着しやすいという、そういう効果が指摘をされています。その反面、少人数であるが故に、児童にとっては教師への依存度が高くなり、主体性が育ちにくい状況が見られるといったこと、また生活面では少人数であれば相互の繋がりがしっかりと深まることから、仲間意識が高くなっていると。しかしその反面、規範意識は必ずしもそれと同様に高まっているとは言えない状況がある

こと。また指導者から支持されたとおり動ける子が大変多いという反面、指示されたことしかできない傾向も生じているといった課題などが生まれている実態の分析、それから取り組みに対する評価が行われています。また、あるブロック内の小規模校、小学校同士の児童の交流及び合同学習といたしまして、ドッジボールの交流の取り組みを行いましたところ、児童からは「ドッジボールは、あまり触れなかったけれども、いつもよりたくさん的人数で楽しくできてよかったです。私はみんなとゲームをして遊んで、仲良くなれてすごうれしかったし、また楽しく交流したいです。」といった感想が寄せられているとの報告も受けております。加えまして昨年、市小学校長会には、これからの学校教育環境のあり方について、教頭会にはこれからの学校組織のあり方について、更に教務主任会には、これからの教育課程、そして授業のあり方について諮問をいたしたところですが、それぞれから受けました答申には、「いずれの立場からも、少子化に伴う学校の小規模化を懸念いたしまして、一定規模の児童数が確保され、教職員組織が効果的に機能し、子ども同士が学級集団・学校集団の中で活発に学び合い、たくましく生きる力を育むことができる学校として再編整備する必要があります。」との提言が盛り込まれているところであります。こうした学校現場の取り組みですとか、校長会等の答申を教育委員会といたしましても、分析・評価する中で、小学校の再編整備に向かって子どもたちの育ちを中心とした本格的な教育論議が必要であると判断をいたしまして、教育学等の専門分野に係る学者、更には豊かな教職経験を持つ有識者等による検討組織を立ち上げるべく、今議会に所要の経費をお願いしているところであります。今後につきましては、来年度1年間をかけまして、南丹市の地域的特色を踏まえた市の教育ビジョンを含め、小学校の再編整備も視野に入れた学校教育環境のあり方について、専門的な見地から議論を重ね、来年度内に一定の提言をいただきたいと考えております。教育委員会といたしましては、この議論、そして、次年度におけます学校現場の取り組み等踏まえまして、見据えまして、今後における小学校の再編整備を含めたたくましく生きる力を育む学校教育環境のあり方について、市長部局ともしっかりと連携しながら、具体的な検討に着手をしまいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

森為次議員。

○議員（6番 森 為次君） 市長並びに教育長にそれぞれについてご回答をいただきました。

振興計画についても、市民ニーズ・高度化・多様化についてのご回答をいただいた中であります。その中で、これをまとめてする中で、やはり今回の「ものづくりのまち」というのが大変重要になってくると思います。先ほどもありましたけども市民ニーズ、多くのNPOとか、いろんな団体等がいろんな組織をつくっておられます。一つのきっかけとして、この国文祭をひとつの契機としていただいて、よそにない、やはり南丹市

らしい総合振興計画に沿った南丹市を発信していただきたいと思います。そのお考えについて、市長にお伺いします。

また、これの件につきましては、京都府等も地域での包括事業が今年度、京都府での事業化をされるようです。それにつきましても南丹市がモデルと聞いております。そういう形の中で、発信できる材料というのはたくさんあると思います。南丹市らしい施策、子育てについてもいろんな中での施策が行われておりますので、先進的な施策として発信していただけるお考えがあるか、市長にお伺いしたいと思います。

それと、教育長にお伺いします。今もありましたけども、学校給食につきましては、時期等につきましては、1年間かけての検討ということでお聞きしました。早期にやはり結論が出れば1年経たない間に、また設備の完了を見た中で、多くの子どもたちが学校給食を待ち望んでおり、また保護者に対しても、保護者たちも食育を望んでいると思いますので、早期の実施の明言ができるようお願いしたいと思います。

そして、たくましく生きる教育につきましても、学者及び有識の方で、これも1年間の検討ということでご回答いただきました。その間、先ほどもありましたけれども、合同学級ということで交流学級をその間に進められるのか、これについては、やはり学校の現場の先生方の一定人数での活発が必要という結果も出ておると思いますので、その辺の対策についてご回答をいただきますことをお願い申し上げまして、2回目の質問とさせていただきます。

この質問で、私の代表質問を終わらせていただきたいと思いますので、回答のほう、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ご質問にお答えいたします。

「ものづくりのまち」、先ほどご答弁で申し上げたところでございますけれども、私はこのネーミングを一つの南丹市を元気に、更に活性化させていくための一つの言葉であるというふうに思っておりますし、ただいまご提言をいただきました、それぞれ市民の皆さん方がご活動をしていただいておりますさまざまなご活動、これとしっかりとリンクしながら活力あるまちづくりを進める中で、この「ものづくりのまち」というネーミングを標榜しながら、ただ単なる産業経済だけではとどまらず、幅広い分野での連携を深める中で、推進をしていきたいというふうに考えております。

また京都府におかれましても、さまざまな取り組み、とりわけ京都丹波という取り組みを今、進めようということで、南丹広域振興局の皆さん方を先頭に、我々もがんばっていこうということで、広域連携の取り組みも始まりつつあります。これは、私はやはり今、この南丹市に魅力があるんだという誇りを市民の皆さん方が再認識していただく、このことを元気づくりの一つの起点として、亀岡や京丹波の皆さん方も連携を進める、ひいては京都府全体の元気に繋がる、こういった中で南丹市も役割を果たしていく、こ

のことも大事であるというふうに思っております。いずれにいたしましても、NPOや既成のそれぞれの団体の皆さん方、この皆さん方とも連携を深め、また京都府とも連携を強める中で、南丹市のものづくり、また地域社会の発展を推進していこうと考えておりますので、今後とものご理解や、また、ご協力を賜りますことをお願いを申し上げる次第であります。

以上、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、答弁を求めます。

森教育長。

○教育長（森 榮一君） 2点ご質問をいただきました。

まず、未実施中学校における給食実施の早期実施表明をということ、時期の表明をということでございますが。先ほども答弁で申し上げましたように、予算措置が伴うハード整備の準備期間と、それから学校教育現場が教育課程等の編成と実施に係るソフトの準備期間、これらをしっかりと見極めをさせていただきまして、市長部局とも連携しながら、早期にその時期が表明できるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の少子化に伴う集団の規模をより大きくした交流及び合同の学習をどう進めていくのかというご質問でございますが。各学校には、すでに平成23年度の学校経営のグラウンドデザインの作成を求めまして、来年度どういった方向で経営をしていくのかを、それぞれの学校が取りまとめをいたしております。その中身をヒアリングをいたしましたところ、小規模学校においては隣接する学校や、中学校ブロック内でのさまざまな交流の取り組みを計画すると同時に、教職員間も合同の教育研修を行うといった計画を、それぞれの学校の立場で進めておりまして、そういう取り組みもしっかりとサポートしながら、今後の分析・検討に活かしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

以上で、森為次議員の代表質問を終わります。

これをもって、代表質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 本日は、この程度といたします。

明日、3月1日午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さんでございました。

午後0時42分散会
